

(ガス事業生産動態統計調査)

審 査 メ モ

1 ガス事業生産動態統計調査の計画変更

ガス事業生産動態統計調査（以下「本調査」という。）について、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）の改正等を踏まえ、調査の目的、調査対象の範囲、調査事項及び集計事項について、変更が計画されている。

(1) 調査の目的

調査の目的を、表 1 のとおり、変更する。

表 1

現行	変更案
ガス事業の生産の実態を <u>明確にし、以って、ガス事業法第 1 条に規定する目的達成の基礎資料とする。</u>	ガス事業の生産の実態を <u>明らかにし、ガス事業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。</u>

(審査状況)

従前の記載では、個別の法律とのつながりが強調され、目的が限定的である印象が強かった。しかし、本調査から作成される統計が基幹統計であり、広範な利活用がなされていることから、今回の変更により、調査の目的をより一般化しようとするものであり、適切と考える。

[参考]

◆ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）（抄）

(目的)

第一条 この法律は、ガス事業の運営を調整することによつて、ガスの使用者の利益を保護し、及びガス事業の健全な発達を図るとともに、ガス工作物の工事、維持及び運用並びにガス用品の製造及び販売を規制することによつて、公共の安全を確保し、あわせて公害の防止を図ることを目的とする。

(2) 調査対象の範囲

調査対象の範囲を、表 2 のとおり変更するとともに、表 3 のとおり、調査票様式 1 - 1 上の事業者区分を変更する。

表 2

現行	変更案
ガス事業法（昭和29年法律第51号）第 2 条第 11 項に規定するガス事業者について行う。	ガス事業法（昭和29年法律第51号）第 2 条第 12 項に規定するガス事業者（同条第 10 項に規定するガス製造事業者を除く。以下同じ。）

表 3

現行		変更案																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般ガス事業者</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>ガス導管事業者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>大口ガス事業者</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		事業者区分		一般ガス事業者	●	ガス導管事業者	○	大口ガス事業者	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガス小売事業者</td> <td style="background-color: #90EE90;"></td> </tr> <tr> <td>一般ガス導管事業者</td> <td style="background-color: #90EE90;"></td> </tr> <tr> <td>特定ガス導管事業者</td> <td style="background-color: #90EE90;"></td> </tr> </tbody> </table>		事業者区分		ガス小売事業者		一般ガス導管事業者		特定ガス導管事業者	
事業者区分																			
一般ガス事業者	●																		
ガス導管事業者	○																		
大口ガス事業者	○																		
事業者区分																			
ガス小売事業者																			
一般ガス導管事業者																			
特定ガス導管事業者																			
		※複数選択																	

[参考]

◆ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）（抄）

改正前	改正後
<p>(定義) 第二条 11 この法律において「ガス事業者」とは、<u>一般ガス事業者、簡易ガス事業者、ガス導管事業者及び大口ガス事業者</u>をいう。</p>	<p>(定義) 第二条 12 この法律において「ガス事業者」とは、<u>ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者</u>をいう。</p>

(審査状況)

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号／電気事業法、ガス事業法、熱供給事業法等の一括改正法）に伴い、ガス事業法に規定されるガス事業者の区分及び定義が変更されることに伴うものであり、おおむね適当と考えるが、実態を正確に把握する観点から、調査対象の範囲の設定の妥当性について、確認する必要がある。

(論点)

- a 改正法で規定されている「ガス小売事業者」、「一般ガス導管事業者」、「特定ガス導管事業者」及び「ガス製造事業者」とは、どのような事業者か。
- b 「ガス製造事業者」を、本調査の調査対象の範囲から除外している理由は何か。
- c ガス事業法の改正前後の事業者区分と調査票の対応関係はどのように変更されるか。
- d 様式 1-1 及び様式 1-2 について、調査票のどの部分を、どの事業者が記載することになるのか、調査票に明示する形で示されたい。
- e 調査票をガス事業者の種別で分けた方が、報告者にとって回答が容易ではないか。
- f 今回の法改正により、新規参入した事業者に対しては、どのようなタイミングで、調査対象に組み込んでいくのか。また、新規参入者にとって、現行の調査票で問題はないか。

(3) 調査事項の変更

ガス事業法の改正を踏まえ、様式1-1及び1-2について、表4のとおり、調査事項を修正する。

表4

No.	現行	変更案	変更内容・理由																																																																																																																																																																									
①	<p>様式1-1</p> <p>Ⅲ 製品ガス生産・購入・販売・在庫</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>量</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>(単位:1,000MJ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製品ガス生産量</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガス事業者からの製品ガス購入量</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガス事業者以外からの製品ガス購入量</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加熱量</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自家消費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>卸供給</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大口販売</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商業用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工業用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>家庭用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち選択約款)</td> <td>()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小口販売</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商業用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち選択約款)</td> <td>()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工業用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち選択約款)</td> <td>()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち選択約款)</td> <td>()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>月末在庫</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			量			(単位:1,000MJ)	製品ガス生産量			ガス事業者からの製品ガス購入量			ガス事業者以外からの製品ガス購入量			加熱量			自家消費			卸供給			大口販売			商業用			工業用			その他用			家庭用			(うち選択約款)	()		小口販売			商業用			(うち選択約款)	()		工業用			(うち選択約款)	()		その他用			(うち選択約款)	()		月末在庫			<p>Ⅲ 製品ガス生産・購入・販売・在庫</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="4">量</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="4">(単位:1,000ガジュール)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製品ガス生産量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガス事業者からの製品ガス購入量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガス事業者以外からの製品ガス購入量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加熱量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自家消費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>卸供給</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地区</td> <td>用途</td> <td>家庭用</td> <td>商業用</td> <td>工業用</td> <td>その他用</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">製品</td> <td>北海道</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関東</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部・北陸</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガス</td> <td>近畿</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">販売</td> <td>四国</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>九州・沖縄</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>末</td> <td>在庫</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			量						(単位:1,000ガジュール)				製品ガス生産量						ガス事業者からの製品ガス購入量						ガス事業者以外からの製品ガス購入量						加熱量						自家消費						卸供給						地区	用途	家庭用	商業用	工業用	その他用	製品	北海道					東北					関東					中部・北陸					ガス	近畿					中国					販売	四国					九州・沖縄					月	末	在庫				<p>・ガス事業法の改正により、ガスの小売が自由化されることに伴い、大口、小口の区分が廃止されるため、「大口販売」、「小口販売」を統合</p> <p>・ガス事業法の改正により、「選択約款」が廃止となるため、把握できなくなる「うち選択約款」を削除</p>
		量																																																																																																																																																																										
		(単位:1,000MJ)																																																																																																																																																																										
製品ガス生産量																																																																																																																																																																												
ガス事業者からの製品ガス購入量																																																																																																																																																																												
ガス事業者以外からの製品ガス購入量																																																																																																																																																																												
加熱量																																																																																																																																																																												
自家消費																																																																																																																																																																												
卸供給																																																																																																																																																																												
大口販売																																																																																																																																																																												
商業用																																																																																																																																																																												
工業用																																																																																																																																																																												
その他用																																																																																																																																																																												
家庭用																																																																																																																																																																												
(うち選択約款)	()																																																																																																																																																																											
小口販売																																																																																																																																																																												
商業用																																																																																																																																																																												
(うち選択約款)	()																																																																																																																																																																											
工業用																																																																																																																																																																												
(うち選択約款)	()																																																																																																																																																																											
その他用																																																																																																																																																																												
(うち選択約款)	()																																																																																																																																																																											
月末在庫																																																																																																																																																																												
		量																																																																																																																																																																										
		(単位:1,000ガジュール)																																																																																																																																																																										
製品ガス生産量																																																																																																																																																																												
ガス事業者からの製品ガス購入量																																																																																																																																																																												
ガス事業者以外からの製品ガス購入量																																																																																																																																																																												
加熱量																																																																																																																																																																												
自家消費																																																																																																																																																																												
卸供給																																																																																																																																																																												
地区	用途	家庭用	商業用	工業用	その他用																																																																																																																																																																							
製品	北海道																																																																																																																																																																											
	東北																																																																																																																																																																											
	関東																																																																																																																																																																											
	中部・北陸																																																																																																																																																																											
ガス	近畿																																																																																																																																																																											
	中国																																																																																																																																																																											
販売	四国																																																																																																																																																																											
	九州・沖縄																																																																																																																																																																											
月	末	在庫																																																																																																																																																																										
②	<p>様式1-2</p> <p>Ⅳ 製品ガス購入・販売 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガス事業者からの製品ガス購入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガス事業者以外からの製品ガス購入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>卸供給</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大口販売</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商業用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工業用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>家庭用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち選択約款)</td> <td>()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小口販売</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商業用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち選択約款)</td> <td>()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工業用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち選択約款)</td> <td>()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち選択約款)</td> <td>()</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			金額	ガス事業者からの製品ガス購入			ガス事業者以外からの製品ガス購入			卸供給			大口販売			商業用			工業用			その他用			家庭用			(うち選択約款)	()		小口販売			商業用			(うち選択約款)	()		工業用			(うち選択約款)	()		その他用			(うち選択約款)	()		<p>Ⅳ 製品ガス購入・販売 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="4">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガス事業者からの製品ガス購入</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガス事業者以外からの製品ガス購入</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>卸供給</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地区</td> <td>用途</td> <td>家庭用</td> <td>商業用</td> <td>工業用</td> <td>その他用</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">製品</td> <td>北海道</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関東</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部・北陸</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガス</td> <td>近畿</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">販売</td> <td>四国</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>九州・沖縄</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			金額				ガス事業者からの製品ガス購入						ガス事業者以外からの製品ガス購入						卸供給						地区	用途	家庭用	商業用	工業用	その他用	製品	北海道					東北					関東					中部・北陸					ガス	近畿					中国					販売	四国					九州・沖縄					<p>・ガス事業法改正により、ガスの販売地域の制限が廃止となることに伴い、的確な実態把握の観点から、販売量及び販売額を地区別に把握</p>																																													
		金額																																																																																																																																																																										
ガス事業者からの製品ガス購入																																																																																																																																																																												
ガス事業者以外からの製品ガス購入																																																																																																																																																																												
卸供給																																																																																																																																																																												
大口販売																																																																																																																																																																												
商業用																																																																																																																																																																												
工業用																																																																																																																																																																												
その他用																																																																																																																																																																												
家庭用																																																																																																																																																																												
(うち選択約款)	()																																																																																																																																																																											
小口販売																																																																																																																																																																												
商業用																																																																																																																																																																												
(うち選択約款)	()																																																																																																																																																																											
工業用																																																																																																																																																																												
(うち選択約款)	()																																																																																																																																																																											
その他用																																																																																																																																																																												
(うち選択約款)	()																																																																																																																																																																											
		金額																																																																																																																																																																										
ガス事業者からの製品ガス購入																																																																																																																																																																												
ガス事業者以外からの製品ガス購入																																																																																																																																																																												
卸供給																																																																																																																																																																												
地区	用途	家庭用	商業用	工業用	その他用																																																																																																																																																																							
製品	北海道																																																																																																																																																																											
	東北																																																																																																																																																																											
	関東																																																																																																																																																																											
	中部・北陸																																																																																																																																																																											
ガス	近畿																																																																																																																																																																											
	中国																																																																																																																																																																											
販売	四国																																																																																																																																																																											
	九州・沖縄																																																																																																																																																																											

③	<p>様式 1 - 1</p> <p>IV 需要家メーター数 (単位:個)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取付数</th> <th>調定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大口</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商業用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工業用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>家庭用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち選択約款)</td> <td>()</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>小口</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商業用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工業用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち選択約款)</td> <td>()</td> <td>()</td> </tr> </tbody> </table>		取付数	調定数	大口			商業用			工業用			その他用			家庭用			(うち選択約款)	()	()	小口			商業用			工業用			その他用			(うち選択約款)	()	()	<p>IV メーター取付数 (単位:個)</p> <table border="1"> <tr> <td>取付数</td> </tr> </table> <p>V 調定数 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>用途</th> <th>家庭用</th> <th>商業用</th> <th>工業用</th> <th>その他用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関東</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部・北陸</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>近畿</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>四国</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>九州・沖縄</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	取付数	地区	用途	家庭用	商業用	工業用	その他用	北海道						東北						関東						中部・北陸						近畿						中国						四国						九州・沖縄						<p>・ガス事業法改正に伴い、ガスの生産から供給に係る業務の役割分担が明確に規定されることとなる。このため、ガス導管事業者では実態が把握できなくなる用途別のメーターの取付数を廃止し、総数のみ把握</p> <p>・①及び②と同様の理由から、「大口販売」、「小口販売」を統合</p> <p>・①及び②と同様の理由から、「うち選択約款」を削除</p> <p>・①及び②と同様の理由から、「調定数」を地区別に把握</p>
	取付数	調定数																																																																																												
大口																																																																																														
商業用																																																																																														
工業用																																																																																														
その他用																																																																																														
家庭用																																																																																														
(うち選択約款)	()	()																																																																																												
小口																																																																																														
商業用																																																																																														
工業用																																																																																														
その他用																																																																																														
(うち選択約款)	()	()																																																																																												
取付数																																																																																														
地区	用途	家庭用	商業用	工業用	その他用																																																																																									
北海道																																																																																														
東北																																																																																														
関東																																																																																														
中部・北陸																																																																																														
近畿																																																																																														
中国																																																																																														
四国																																																																																														
九州・沖縄																																																																																														
④	<p>様式 1 - 1</p> <p>V 託送供給 (単位:件、1,000メガジュール)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小売託送</th> <th>卸託送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>量</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>様式 1 - 2</p> <p>X 託送供給 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小売託送</th> <th>卸託送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		小売託送	卸託送	件数			量				小売託送	卸託送	金額			<p>VI 託送供給 (単位:件、1,000メガジュール)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小売託送</th> <th>自己託送</th> <th>連結託送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>X 託送 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小売託送</th> <th>自己託送</th> <th>連結託送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		小売託送	自己託送	連結託送	件数				量					小売託送	自己託送	連結託送	金額				<p>・ガス事業法の改正に伴う託送供給制度の改定を踏まえ、「卸託送」を「連結託送」に変更するとともに、「自己託送」を調査事項として追加</p>																																																								
	小売託送	卸託送																																																																																												
件数																																																																																														
量																																																																																														
	小売託送	卸託送																																																																																												
金額																																																																																														
	小売託送	自己託送	連結託送																																																																																											
件数																																																																																														
量																																																																																														
	小売託送	自己託送	連結託送																																																																																											
金額																																																																																														

(審査状況)

申請されている変更は、今般のガス事業法の改正を踏まえた変更であることから、おおむね適当と考えるが、報告者の記入可能性や利活用を踏まえた調査事項の細分化の妥当性及び記入負担への対応等について、確認する必要がある。

また、ガスの小売自由化によって、ガスの請求書の発行が、現行の毎月だけでなく、「2か月に1度」等、様々な選択肢が生じ得ると考えられる。その場合、毎月の実績を回答させることが困難となる場合も想定されることから、そのような事案への対応について、確認する必要がある。

(論点)

【①～④関係】

- a 今回、新たに地区別に実態を把握することになっているが、報告者が回答可能かどうか、検証は行っているか。
- b 設定されている地区別区分には、どのような都道府県が含まれるのか。また、その範囲は、利活用目的や関連する他の統計調査との整合性という観点からみて、適切か。
- c 新たに、地区別に実態を把握することによる報告者の記入負担の増加について、何らかの配慮はなされているか。
- d 調査事項の変更について、報告者に対して、どのように周知を行うのか。(当該変更に関する十分な周知・説明を計画しているのか。)

【③関係】

- a 取付数は総数のみの把握となる一方で、調定数については、これまでの用途別に加えて、地区別にも報告を求めることとしているのはなぜか。
- b 調査票様式1-1では、「需要家メーター数」を「メーター取付数」に変更することとしているが、同じ調査項目がある様式2において同様の変更が不要としている理由は何か。
- c ガスの小売自由化によって、「調定数」を毎月記入することが困難となった場合、どのような対応を計画しているのか。また、調査結果の利活用という観点から、支障はないか。

(4) 調査事項の削除

生産量等の実績がほとんどない等、調査実施の必要性の低下に伴い、様式1-1及び1-2について、表5のとおり、調査事項を削除する。

表5

No.			変更内容・理由																																																																																
①	現行	様式1-1 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">I 原料</th> <th>揮発油 (キロリットル)</th> <th>液化石油ガス (トン)</th> <th>天然ガス (立方メートル)</th> <th>液化天然ガス (トン)</th> <th>その他 ()</th> <th>その他 ()</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受</td> <td>海外購入量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入</td> <td>国内購入量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自</td> <td>家生産量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消</td> <td>ガス化用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加</td> <td>熱用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>費</td> <td>その他用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>受</td> <td>ガス事業者向け</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>売</td> <td>りその他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>末在庫</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	I 原料		揮発油 (キロリットル)	液化石油ガス (トン)	天然ガス (立方メートル)	液化天然ガス (トン)	その他 ()	その他 ()	受	海外購入量							入	国内購入量							自	家生産量							消	ガス化用							加	熱用							費	その他用							受	ガス事業者向け							売	りその他							月	末在庫							<ul style="list-style-type: none"> ・環境保護の観点から使用されなくなった「揮発油」を削除 ・記入実績を踏まえ、「その他」欄の1つを削除 ・「その他」の記入内容を明確化するため、「種別」及び「単位」を追記
	I 原料		揮発油 (キロリットル)	液化石油ガス (トン)	天然ガス (立方メートル)	液化天然ガス (トン)	その他 ()	その他 ()																																																																											
受	海外購入量																																																																																		
入	国内購入量																																																																																		
自	家生産量																																																																																		
消	ガス化用																																																																																		
加	熱用																																																																																		
費	その他用																																																																																		
受	ガス事業者向け																																																																																		
売	りその他																																																																																		
月	末在庫																																																																																		
変更案	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">I 原料</th> <th>液化天然ガス (トン)</th> <th>天然ガス (立方メートル)</th> <th>液化石油ガス (トン)</th> <th>その他(種別:) (単位:)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受</td> <td>海外購入量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入</td> <td>国内購入量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自</td> <td>家生産量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消</td> <td>ガス化用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加</td> <td>熱用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>費</td> <td>その他用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>受</td> <td>ガス事業者向け</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>売</td> <td>りその他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>末在庫</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	I 原料		液化天然ガス (トン)	天然ガス (立方メートル)	液化石油ガス (トン)	その他(種別:) (単位:)	受	海外購入量					入	国内購入量					自	家生産量					消	ガス化用					加	熱用					費	その他用					受	ガス事業者向け					売	りその他					月	末在庫																										
I 原料		液化天然ガス (トン)	天然ガス (立方メートル)	液化石油ガス (トン)	その他(種別:) (単位:)																																																																														
受	海外購入量																																																																																		
入	国内購入量																																																																																		
自	家生産量																																																																																		
消	ガス化用																																																																																		
加	熱用																																																																																		
費	その他用																																																																																		
受	ガス事業者向け																																																																																		
売	りその他																																																																																		
月	末在庫																																																																																		
②	現行	様式1-2 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">VII 原料</th> <th>揮発油</th> <th>液化石油ガス</th> <th>液化天然ガス</th> <th>その他 ()</th> <th>その他 ()</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受</td> <td>海外金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入</td> <td>国内金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	VII 原料		揮発油	液化石油ガス	液化天然ガス	その他 ()	その他 ()	受	海外金額						入	国内金額						<ul style="list-style-type: none"> ・「種別」及び「単位」を追記 																																																											
	VII 原料		揮発油	液化石油ガス	液化天然ガス	その他 ()	その他 ()																																																																												
受	海外金額																																																																																		
入	国内金額																																																																																		
変更案	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">VII 原料</th> <th>液化天然ガス</th> <th>液化石油ガス</th> <th>その他 (種別:)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受</td> <td>海外金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入</td> <td>国内金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	VII 原料		液化天然ガス	液化石油ガス	その他 (種別:)	受	海外金額				入	国内金額																																																																						
VII 原料		液化天然ガス	液化石油ガス	その他 (種別:)																																																																															
受	海外金額																																																																																		
入	国内金額																																																																																		
③	現行	様式1-1 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">II ガス生産量及び購入量内訳</th> <th>生産</th> <th>ガス事業者からの購入 (うち一般ガス事業者)</th> <th>ガス事業者以外からの購入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石</td> <td>炭ガス</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>其</td> <td>他石炭系ガス</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>揮</td> <td>発油ガス</td> <td></td> <td>()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氮</td> <td>化後液化石油ガス</td> <td></td> <td>()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>其</td> <td>他石油系ガス</td> <td></td> <td>()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>天</td> <td>然ガス</td> <td></td> <td>()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氮</td> <td>化後液化天然ガス</td> <td></td> <td>()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>其</td> <td>他ガス</td> <td></td> <td>()</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	II ガス生産量及び購入量内訳		生産	ガス事業者からの購入 (うち一般ガス事業者)	ガス事業者以外からの購入	石	炭ガス				其	他石炭系ガス				揮	発油ガス		()		氮	化後液化石油ガス		()		其	他石油系ガス		()		天	然ガス		()		氮	化後液化天然ガス		()		其	他ガス		()		<ul style="list-style-type: none"> ・利用するガス事業者がほとんど見られない、「石炭ガス」、「その他石炭系ガス」及び「揮発油ガス」を削除 ・ガス事業法の改正に伴い、「(うち一般ガス事業者)」を削除 																																			
	II ガス生産量及び購入量内訳		生産	ガス事業者からの購入 (うち一般ガス事業者)	ガス事業者以外からの購入																																																																														
石	炭ガス																																																																																		
其	他石炭系ガス																																																																																		
揮	発油ガス		()																																																																																
氮	化後液化石油ガス		()																																																																																
其	他石油系ガス		()																																																																																
天	然ガス		()																																																																																
氮	化後液化天然ガス		()																																																																																
其	他ガス		()																																																																																
変更案	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">II ガス生産量及び購入量内訳</th> <th>生産</th> <th>ガス事業者からの購入</th> <th>ガス事業者以外からの購入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氮</td> <td>化後液化天然ガス</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>天</td> <td>然ガス</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氮</td> <td>化後液化石油ガス</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>其</td> <td>他石油系ガス</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>其</td> <td>他ガス</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	II ガス生産量及び購入量内訳		生産	ガス事業者からの購入	ガス事業者以外からの購入	氮	化後液化天然ガス				天	然ガス				氮	化後液化石油ガス				其	他石油系ガス				其	他ガス																																																							
II ガス生産量及び購入量内訳		生産	ガス事業者からの購入	ガス事業者以外からの購入																																																																															
氮	化後液化天然ガス																																																																																		
天	然ガス																																																																																		
氮	化後液化石油ガス																																																																																		
其	他石油系ガス																																																																																		
其	他ガス																																																																																		

④	現行	様式1-1	Ⅶ 電力 (単位:kWh)										<ul style="list-style-type: none"> ・本調査で把握する必要性が乏しくなったため、報告者負担軽減の観点から、「消費電力」を削除 		
	変更案	削除													
			消費電力量	受電分											
			自家発電分												

(審査状況)

①～③については、環境問題等の観点からガス事業者における利用実績がほぼない^(注)ことを踏まえ、報告者負担の軽減の観点から、削除するものであり、適切と考える。

(注) 一部の項目では、平成18年に1件、回答がみられたものの、それ以外の項目については、過去10年間実績がない。

④については、従前の把握目的を確認した上で、調査事項を削除することにより、利活用ニーズの面から問題がないかについて確認する必要がある。

(論点)

【①～③関係】

- a 回答の実績が少なくなっている背景事情は何か。また、これまで削除を行っていなかった理由は何か。
- b 本調査事項を削除することによる利活用上の支障はないか。

【④関係】

- ・ 本調査事項は、どのような目的で設けられていたものか。削除に伴う利活用上の支障はないか。

(5) 集計事項

調査事項の変更に伴い、集計事項を変更する。

(審査状況)

集計事項について、調査事項の変更内容を踏まえ、所要の修正を行うものであり、おおむね適当と考える。

ただし、ガス事業者の事業者区分の変更に伴い、過去データとの時系比較の観点から、利活用上の影響がないかどうか、確認する必要がある。

(論点)

- a 既存の集計表から、集計内容に実質的な変更はあるか。
- b 集計事項の変更に伴い、時系列データの接続は、どの程度確保されているか。
- c 今回、変更する内容以外に、過去の特別集計や二次的利用の実績からみて、集計事項を追加する余地はないか。

(6) 公表の方法及び公表の期日

調査結果の公表方法及び公表期日を、表6のとおり、変更する。

表6

		現行	変更案	変更理由
公表の方法		定期刊行物その他により公表する。	集計された結果をインターネット（資源エネルギー庁ホームページ及びe-Stat）により公表する。	・利活用の実績に即して記載を修正するもの ・業務効率化の観点から、刊行物を廃止
公表の期日	月次調査 ・様式1-1 ・様式2	数量に係る事項の結果を翌々月20日まで	数量に係る事項の結果は、調査票提出月の翌月下旬まで	・日付を指定した場合、月によっては土曜日、日曜日、祝日と重なることから一般的な記述に修正するもの
	四半期調査 ・様式1-2	金額に係る事項を調査票提出月（6月、9月、12月、3月）の翌月20日まで	金額に係る事項の結果は、調査票提出月（6月、9月、12月、3月）の翌月下旬まで	

(審査状況)

本調査の調査結果については、これまで、資源エネルギー庁ホームページ、e-Stat 及び「ガス事業生産動態統計月報」（定期刊行物）において公表がなされているが、利活用の実績を踏まえ、インターネットによる公表に限定することとしている。

これについては、紙媒体での公表が行われなくなることとなるため、統計利用者の利便性を損なうことがないか、確認する必要がある。

また、公表期日に関しては、曜日の並びによる公表日の変動を考慮したものであり、おおむね適切と考えるが、変更後も適切な公表が継続される見込みであるか否かについて、調査票の回収から集計・公表までのスケジュールを確認する必要がある。

(論点)

- 定期刊行物の作成部数、配布先等はどのようになっているか。
- 定期刊行物の廃止によって、統計利用者の利便性を損なうおそれはないか。また、定期刊行物以外の形態によって、紙媒体による公表を行う必要はないか。
- 現時点の調査票の回収から、審査、集計、公表までのスケジュール実績はどのようになっているか。今回の公表期日の変更（「20日まで」→「下旬まで」）により、実質的に公表日が遅くなる可能性はないか。また、今後、公表を早期化する余地はないか。

(7) その他

<オンライン調査の推進について>

本調査は、調査員、郵送及びオンラインによる自計報告で実施されているが、「第Ⅱ期基本計画」においては、調査横断的な対応として、オンラインによる回収率の向上方策の検討が求められている。

(審査状況)

本調査におけるオンライン調査の利用率は、今年度実施済みの調査において、都市ガス分（様式1-1及び1-2）で約60%、簡易ガス分（様式2）で約25%という状況にある。

本調査は、ガス事業法に基づくガス事業者（ガス製造事業所を除く。）の全数を対象として調査するものであり、反復継続的な形で毎月実施されていることを考慮すれば、利用実績を上げる余地はあると考えられ、集計作業の負担軽減及び調査結果の早期公表にも資すると考えられることから、オンライン回収率の更なる向上方策に関する対応状況等について検討する必要がある。

(論点)

- ・ 最近（3か年度）の調査票の回収状況（回収率、オンライン利用率等）及びオンライン回答を増やすための取組状況は、どのようになっているか。

【参考】第Ⅱ期基本計画（抄）

「第3 公的統計の整備に必要な事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (3) オンライン調査の推進	○ 統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入していない調査は導入の適否、導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。	各府省	平成26年度から実施する。

2 統計審議会諮問第 307 号（平成 18 年 3 月 10 日付け統審議第 5 号）の答申時における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、統計審議会（当時）の諮問第 307 号の答申時において、以下の検討課題が指摘されている。

今回の調査項目の変更により把握されることとなる大口販売と小口販売については、平成 19 年に予定されている自由化範囲の拡大が実施された場合には、その範囲が変更されることになるので、経済産業省は、平成 19 年度以降も統計の比較が継続して行うことができる工夫を検討する必要がある。

（審査状況）

平成 19 年 4 月から、小規模工場やビジネスホテル等の大口部門でガスの小売の自由化がなされ、一般家庭への小口販売を除き、ガスの小売は自由化された。その後、今般のガス事業法改正に伴い、平成 29 年度の 4 月以降、家庭向けの小売も含めた形で、ガスの小売については全面自由化されることとなっている。

今回申請された変更内容は、上記課題への対応となっているものであり、内容の適否については、前記 1 の各項目の審議において確認する。

3 未諮問基幹統計としての確認

本調査は、旧統計法下における統計審議会答申「諮問第 307 号の答申 ガス事業生産動態統計調査の改正について」以降、これまで統計審議会及びその後の統計委員会に諮問されていない。

このため、本調査の結果に基づき作成されるガス事業生産動態統計（以下「本基幹統計」という。）の基幹統計としての適合性、本調査の実施の必要性などについて、確認を行う必要がある。

（１）基幹統計としての要件の適合性

（審査状況）

基幹統計については、統計法第 2 条第 4 項第 3 号において、次の 3 要件のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するものと定められている。

- イ) 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
- ロ) 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
- ハ) 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

その上で、本基幹統計は、諮問の概要（資料 1 の参考） 2 ページに記載したとおり、行政利用、民間利用及び国際利用ともに重要なデータとして利用されているところであり、統計法第 2 条第 4 項 3 号に規定する要件のいずれにも合致しているものと考えられるが、この機会に、他の利活用についても確認する必要がある。

（論点）

- ・ 「諮問の概要」で掲げている利活用以外の利活用実態は、どのようになっているか（e-Stat 等のアクセス件数、二次利用申請件数等）。

(2) 本調査の実施の必要性

(審査状況)

本基幹統計の要件適合性については、前記(1)のとおりであるが、一方で、ガス事業法において、経済産業大臣による事業者に対する報告徴収の規定が置かれている(改正前は第46条、改正後は第171条)。

そのため、当該報告徴収により本調査で把握している情報を収集すれば、本調査に代替できるのではないかという考え方が有り得る。

これについて、資源エネルギー庁は、ガス事業法に基づく報告徴収は、監査を行う場合や事故が発生した際に、必要な情報を特定の事業者から収集することを主な目的としており、全事業者から生産活動の動向を経常的に報告させるために適用することを念頭に置いておらず、当該報告徴収により本調査を代替することはできないとしている。

以上のことから、ガス事業法に報告徴収についての規定が置かれているとしても、それによって、本調査の必要性が失われるものではないと考えられるものの、ガス事業法に規定された報告徴収との役割分担及び代替性について、再確認する必要がある。

[参考]

◆ガス事業法(昭和29年法律第51号)(抄)

改正前	改正後
(報告の徴収) 第四十六条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。	(報告の徴収) 第七十一条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。
2～5 (略)	2～5 (略)

◆ガス事業法施行令(昭和29年政令第68号)

(報告の徴収)

第十一条 法第四十六条第一項の規定により経済産業大臣がガス事業者に対し報告をさせることができる事項は、次の各号(大口ガス事業者にあつては、第三号を除く。)に掲げる事項とする。

- 一 ガスの供給業務の運営に関する事項
- 二 ガス工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項
- 三 会計の整理に関する事項
- 四 消費機器の調査に関する業務の運営に関する事項

2～4 (略)

(注) 法改正に伴う政令については、現在策定中であるため、現行の政令のみを表示

(論点)

- a ガス事業法に基づく報告徴収と本調査は、ガス事業の実態を把握する上で、どのような役割分担で運用されているのか。
- b ガス事業法に基づく報告徴収をもって本調査に代替することは困難か。
- c 基幹統計調査として、報告義務を課さなければ、調査の目的を達成できないか。

(3) ガス事業の実態を踏まえた調査体系の見直しの必要性

(審査状況)

本調査は、ガス事業法に基づく事業者を対象に調査が行われているが、国内におけるガスの供給は、ガス事業法に基づく供給のみならず、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液石法」という。）に基づく「液化石油ガス販売事業」によっても行われている。

そのため、本調査は、国内におけるガスの生産・供給について実態を網羅するものとはなっていない可能性がある。

本調査の結果が、インフラに関する統計として、災害の発生に際して必要とされる被害状況の把握及び復旧施策の企画立案などの場面において利用されることが想定されるなど、その重要性が、今後より一層高まる可能性が考えられることも踏まえると、本調査について、ガス事業を網羅的に把握する調査として体系的に整備する余地がないか、確認する必要がある。

(論点)

- a ガス事業に関する統計調査の把握状況については、どのようになっているか。
- b 液石法に基づくガス事業の実態について、別途把握され、統計化されているか。
- c 液石法に基づくガス事業も本調査の対象に加え、本調査を、国内におけるガスの生産・供給を網羅する統計に拡充する可能性はあるか。